

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
	「外国人投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める会社については「外国人投資家」と規定され、体内直接投資等の事前届出、または事後報告が義務づけられている。	c		ご指摘の点については、多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得した場合であっても、個々の投資家間の関係がどのようなものであるかについて外形では判断できないことから、適用除外とすることは不適當である。また、仮に、個別に審査することとした場合には、手続が煩雑となり、投資家等の負担となる。 対内直接投資については、国の安全保障等に支障をきたすことになるおそれがある業種等限られた業種について事前届出制としているが、外国人による企業支配を管理する観点から、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適當である。同様に、事後報告についても、国際収支統計や事業所管官庁において取引の実態を把握する観点から外国資本の流入の状況を把握する必要があり、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適當である。		JA030001	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	「外為法に基づく」外国人投資家、規制の適用除外	5034	5034A011	1	(社)関西経済連合会	11	「外為法に基づく」外国人投資家、規制の適用除外	「外国人投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める法人に限り、適用範囲の見直しを行っていただきたい。株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となったような場合には、実質的に外国人が事業を支配している場合に当たらないことから、何らかの適用除外を検討いただきたい。例えば、		本来この規制は、外国人による日本企業への経営支配を管理するのが目的であるものと思われる。その法の趣旨に鑑みれば、実質的に外国人が支配している場合に当たらないケースで、この規制を適用する必要性は無いものと考えられる。また、株式公開企業において株主状況が把握できるのは半期毎であり、たまたまその時の市場での株式売買の結果、形式的に外国人保有比率が50%を超えたかどうかで、対内直接投資の届出の必要性や対外直接投資の届出の必要性が変動するとすれば、いたずらな混乱を招くものと考えられる。資本市場の国際化の実態に見合った	
	「外国人投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める会社については「外国人投資家」と規定され、体内直接投資等の事前届出、または事後報告が義務づけられている。	c		ご指摘の点については、多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得した場合であっても、個々の投資家間の関係がどのようなものであるかについて外形では判断できないことから、適用除外とすることは不適當である。また、仮に、個別に審査することとした場合には、手続が煩雑となり、投資家等の負担となる。 対内直接投資については、国の安全保障等に支障をきたすことになるおそれがある業種等限られた業種について事前届出制としているが、外国人による企業支配を管理する観点から、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適當である。同様に、事後報告についても、国際収支統計や事業所管官庁において取引の実態を把握する観点から外国資本の流入の状況を把握する必要があり、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適當である。		JA030001	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	外為法に基づく「外国人投資家」規制の適用除外	5088	5088A044	1	社団法人リース事業協会	44	外為法に基づく「外国人投資家」規制の適用除外	外国人株式保有比率50%超の企業で、実質的に外国人支配下でない企業における外為法上の「外国人投資家」規制の適用除外を要望する。	形式上の規制適用による不要な事務コストが削減される。	「外国人投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める法人に限り、適用範囲の見直しを行っていただきたい。株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となったような場合には、実質的に外国人が事業を支配している場合に当たらないことから、何らかの適用除外を検討いただきたい。例えば、	
	国際会議への出席等の際に、現地での会場借料、電話料等の使用が予定される場合は、現地で契約する必要があることから会計法等13条第3項の規定に基づき、出張者のうち適任者を契約権限を有する分任支出負担行為担当官に任命し、クレジットカードでの決済を前提とした契約を行い、後日、利用内容を確認のうえ、クレジット会社からの請求に基づき、センター支出官払いとしているところであり、会計法令の範囲内で適正に処理しているところである。	d		国際会議への出席等の際に、現地での会場借料、電話料等の使用が予定される場合は、現地で契約する必要があることから会計法等13条第3項の規定に基づき、出張者のうち適任者を契約権限を有する分任支出負担行為担当官に任命し、クレジットカードでの決済を前提とした契約を行っているところであり、クレジットカードによる支払業務については制度上問題ないと考えている。が、国内における物品購入や職員の出張に伴う費用の支払については、既設の会計機関が適切に処理をしていることから、クレジットカードによる支払は考えてはいない。		JA030002	全庁	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入【新規】	5053	5053A160	1	(社)日本経済団体連合会	160	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入【新規】	省庁における決済業務電子化の一環として、現在、経済産業省が実験的に導入している出張、会議開催などにおけるクレジットカードの活用を進め、コーポレートカードや購買カードの本格導入に向けた検討を進めるべきである。		省庁の決済業務において、民間事業者のノウハウを活用したクレジットカードや購買カードを活用することによって、業務の簡素化、コスト削減、会計の透明性向上などが期待される。	現在、経済産業省において、出張、会議開催用途としてコーポレートカードが実験的に導入されている。

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)	
	国際会議への出席等の際に、現地での会場借料、電話料等の使用が予定される場合は、現地で契約する必要があることから会計法等13条第3項の規定に基づき、出張者のうち適任者を契約権限を有する分任支出責任者として任命し、クレジットカードでの決済を前提とした契約を行い、後日、利用内容を確認のうえ、クレジット会社からの請求に基づき、センター支出官払いとしているところである。	d		国際会議への出席等の際に、現地での会場借料、電話料等の使用が予定される場合は、現地で契約する必要があることから会計法等13条第3項の規定に基づき、出張者のうち適任者を契約権限を有する分任支出責任者として任命し、クレジットカードでの決済を前提とした契約を行い、後日、利用内容を確認のうえ、クレジット会社からの請求に基づき、センター支出官払いとしているところである。		JA030002	全府省	クレジットカード決済による支払業務	5096	5096A003	1	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	3	クレジットカード決済による支払業務	各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード支払を行うことに対する規制緩和(運用変更)をしていただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替精算や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。	前改定案に対し御省より「出張に係る経費については、厚生労働省においても個人所有のカードをもって精算している事例はあるところである。要望の国が出張者に対してクレジットカードを交付し、そのカードで決済することは、使用にあたっての公私混同の問題、カード決済が出来ない経費(バス代等)についての事務の煩雑化などの問題があることから現状では困難である」と考える。なお、物品購入については、支出責任行為及び支出の確認、支出に関する書類が必要なことから現行の法制度では困難である。」との回答をいただいた。 多くの省庁において既		
	国際会議への出席等の際に、現地での会場借料、電話料等の使用が予定される場合は、現地で契約する必要があることから会計法等13条第3項の規定に基づき、出張者のうち適任者を契約権限を有する分任支出責任者として任命し、クレジットカードでの決済を前提とした契約を行い、後日、利用内容を確認のうえ、クレジット会社からの請求に基づき、センター支出官払いとしているところである。	d		国際会議への出席等の際に、現地での会場借料、電話料等の使用が予定される場合は、現地で契約する必要があることから会計法等13条第3項の規定に基づき、出張者のうち適任者を契約権限を有する分任支出責任者として任命し、クレジットカードでの決済を前提とした契約を行っているところであり、クレジットカードによる支払業務については制度上問題ないと考えているが、国内における物品購入や職員の出張に伴う費用の支払については、既設の会計機関が適切に処理していることから、クレジットカードによる支払は考えてはいない。		JA030002	全府省	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入	5103	5103B002	1	株式会社オーエムシーカード	2	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入	官公庁の経費及び購買決済に関し、その簡素化、省力化、処理コストの削減、会計の透明性を図る目的で、電子化された支払インフラを導入するためにノウハウを有する民間業者がそのインフラを提供する		官公庁の一般経費及び購買決済に関し、その簡素化、処理コストの削減、会計の透明性を図ることに寄与できるクレジットカード決済の導入		
	国際会議への出席等の際に、現地での会場借料、電話料等の使用が予定される場合は、現地で契約する必要があることから会計法等13条第3項の規定に基づき、出張者のうち適任者を契約権限を有する分任支出責任者として任命し、クレジットカードでの決済を前提とした契約を行い、後日、利用内容を確認のうえ、クレジット会社からの請求に基づき、センター支出官払いとしているところである。	d		国際会議への出席等の際に、現地での会場借料、電話料等の使用が予定される場合は、現地で契約する必要があることから会計法等13条第3項の規定に基づき、出張者のうち適任者を契約権限を有する分任支出責任者として任命し、クレジットカードでの決済を前提とした契約を行っているところであり、クレジットカードによる支払業務については制度上問題ないと考えているが、国内における物品購入や職員の出張に伴う費用の支払については、既設の会計機関が適切に処理していることから、クレジットカードによる支払は考えてはいない。		JA030002	全府省	公務員経費のカード決済	5109	5109B007	1	株式会社オリエントコーポレーション・オリファサービス債権回収株式会社	7	公務員経費のカード決済			事務の合理化	公務員等の出張その他の公務による代金を簡易な方法決済する	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
民法第466条第2項	契約当事者が反対の意思表示をした場合には債権譲渡を行うことができない。(民法第466条第2項)	d		平成17年1月から、債権譲渡対象を特定目的会社等に拡大している。		zA030003	全庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る譲渡禁止特約の解除	5053	5053A143	1	(社)日本経済団体連合会	143	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る譲渡禁止特約の解除	各省市・地方自治体向け金銭債権につき、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各省市共通のルール(譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする、事前承認手続を大幅に簡素化する、債権譲渡に対する取扱を統一する)を策定することが求められる。地方公共団体にしても同様の取扱いが求められる。	資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が障害となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各省市・地方自治体が共通ルールとする等、企業における売掛債権を活用した資金調達の支援・促進が図られている。しかし、省庁による対応のバラツキ、事前承認手続の煩雑さ・不透明さ等の問題が残されている。	国の機関及び地方自治体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付されていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。近年、一部の省庁においては事前に承認を得ることで譲渡を認めたり、特定の譲渡先については債権譲渡禁止条項適用の例外とする等、企業における売掛債権を活用した資金調達の支援・促進が図られている。しかし、省庁による対応のバラツキ、事前承認手続の煩雑さ・不透明さ等の問題が残されている。	
	「外国人投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める会社については「外国人投資家」と規定され、体内直接投資等の事前届出、または事後報告が義務づけられている。	c		ご指摘の点については、多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得した場合であっても、個々の投資家間の関係がどのようなものであるかについて外形では判断できないことから、適用除外とすることは不相当である。また、仮に、個別に審査することとした場合には、手続が煩雑となり、投資家等の負担となる。対内直接投資については、国の安全保障等に支障をきたすこととなるおそれがある業種等限られた業種について事前届出制としているが、外国人による企業支配を管理する観点から、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。同様に、事後報告についても、国際収支統計や事業所官庁において取引の実態を把握する観点から外国資本の流入の状況を把握する必要がある。非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当である。		zA030004	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	外為法に基づく「外国人投資家」規制の適用除外[新規]	5053	5053A148	1	(社)日本経済団体連合会	148	外為法に基づく「外国人投資家」規制の適用除外[新規]	外国資本が50%以上であっても、株式公開企業であるなど、単独で支配権を持つに至らない状況であることが認められれば、「外国人投資家」とみなさず、対内直接投資等に係る事前届出、事後報告の義務付けを不要とすべきである。	外国資本が事実上支配権を持たない企業に対して、安全保障上の観点から直接投資を規制する必要性は薄い。	「外国人投資家」が対内直接投資等を行う場合には、外為法に基づく事前届出または事後報告が義務付けられている。「外国人投資家」の要件は、外国資本が過半数を占めるかどうかの形式基準に拠っており、支配の実質は勘案されない仕組みとなっている。	
交通安全対策基本法第17条第3項第1号～6号	都道府県交通安全対策会議は、交通安全対策基本法第17条に規定されている会長及び委員で組織され、都道府県交通安全計画等の作成等の業務を行っている。	C		都道府県交通安全対策会議の委員は、地域の実情に精通していると考えられる「都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから都道府県知事が任命する者」が委員になることができるほか、 ・公聴会を開催したり ・パブリックコメントを実施したりすることにより 現状の組織においても、地域の実情に合った都道府県交通安全計画等は作成できると考えている。		zA030005	内閣府	都道府県交通安全対策会議委員にかかる選任基準の緩和	5057	5057A004	1	鳥取県	4	都道府県交通安全対策会議委員にかかる選任基準の緩和	地域の実態に合った安全計画にするため民間等幅広い層から委員を選任できるように基準を緩和すべきである。	都道府県交通安全対策会議の組織等は交通安全対策基本法によって規定されている。本規定によって委員が限定されているが、安全計画を策定する上で民間を導入すれば、行政の透明性が確保できる。地域の実情が鮮明になり、計画に具体性が出てくるなどのメリットがある。又、男女共同参画の観点から、同委員の4割以上が女性で占めなければならない実情からも、基準緩和が必要である。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
		f		本件要望は、たばこ消費税を財源とした財政措置を求めるものであり、規制改革要望の対象とはなりません。		zA030006	内閣府	タバコ対策費へのタバコ消費税の充当措置(新規)	5072	5072A007	1	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会	7	タバコ対策費へのタバコ消費税の充当措置(新規)	タバコ消費税の一部を、タバコの健康対策費用、タバコ耕作の転作費、タバコ販売店などの転業支援費に充て、タバコ対策の進捗をはかるべきである。	喫煙者、受動喫煙者、未成年喫煙者、タバコ耕作者、タバコ営業店なども、たばこ規制枠組条約に沿ったこれら禁煙推進施策により、国民の健康的な生活基盤が確保される。	たばこ規制枠組条約第17条では、タバコ関連の転業支援として、タバコの労働者、耕作者、販売業者のために、経済的に実行可能な、代替活動を促進する、とされている。たばこ規制枠組条約の趣旨に添って、国民の健康づくりを進めるためには、タバコの健康対策費用を含め、タバコ耕作の転作費、タバコ販売店などの転業支援費に、タバコ消費税の一部を充てるべきである。そのためにタバコ税率を上げることが選択としてあり得る。そのためにタバコ消費が減っても税収は増えることが試算されている。	新聞記事 石 弘光中央大教授(税制調査会会長)「喫煙大国日本・禁煙強化へ4つの提案」(2005.5.11読売新聞論点、別添)資料14 大島 明(日本禁煙推進医師連盟会長)「たばこ規制枠組条約発効を機に、たばこ増税で青少年守れ」(2005.5.26読売新聞論点、別添)資料15 一体的に実施希望事項番号6
	物品等のリース契約については、予算措置が単年度となっていることから、複数年契約は行っていない。	d		物品等のリース契約については、単年度契約や購入による場合と比較して合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約の活用を検討しているところである。		zA030007	全省庁	国及び地方自治体のリース契約の取扱いについて	5088	5088A001	1	社団法人リース事業協会	1	国及び地方自治体のリース契約の取扱いについて	国とのリース契約を地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすること。地方自治体とのリース契約(長期継続契約)に際して、地方自治体から付される契約解除条項を削除等すること。	現在、各省庁がOA機器や車両を導入するに際しては、複数年度の使用が明白であっても、手続上の煩雑さゆえに国庫債務負担行為として扱わずに、単年度リース契約を更新している。この単年度リース契約は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、現行制度が実質的にリース会社のリスク負担を強めている。地方自治法改正により、リース契約は長期継続契約の対象となっているが、一部の自治体ではリース契約書に「翌年度以降において歳		
民法第466条第2項	契約当事者が反対の意思表示をした場合には債権譲渡を行うことができない。(民法第466条第2項)	d		平成17年1月から、債権譲渡対象を特定目的会社等に拡大している。		zA030008	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5088	5088A034	1	社団法人リース事業協会	34	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一的かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。	各省庁の対応が異なり、統一的かつ早急な対応を求める。		